

過渡期の事務取扱について

	平成29年2月	平成29年3月	平成29年4月	平成29年5月
旧厚生年金基金	平成29年2月分掛金	3/15告知書送付 3/31納付期限 平成29年3月分掛金は ご負担ありません		
	資格喪失 (3/30喪失まで届出) *旧厚生年金基金から上乘せ部分を給付いたします			
	資格取得 (3/30取得まで届出) *2月分までが旧厚生年金基金の掛金に算入されます 3月分は解散認可申請の記録突合の基準となります			
	月額変更 (H29.3改定分まで届出) *3月時点の等級が、新企業年金基金の標準報酬月額 及び解散認可申請の記録突合の基準となります			
	賞与届 (3/30支給分まで) *2月分までが旧厚生年金基金の掛金に算入されます 3月分は解散認可申請の記録突合の基準となります			
新企業年金基金 参加されない事業所様は お手続き不要となります		平成29年3月分掛金は ご負担ありません	平成29年4月分掛金	5/19納付書送付 5/29振替期限
			資格喪失 (4/1喪失から届出) *3/31～4/30に喪失された方は基金の給付は分配金となります	
		資格取得 (3/1取得から届出) *3/1入社の方は4/1取得として取り扱います		月額変更・賞与届不要 (4/1変更から)